

## 学校法人会計の特徴や企業会計との違い

学校法人とは、学校教育法及び私立学校法の定めにより、私立学校の設置を目的に設置された法人です。学校法人は、設置学校を運営し教育・研究活動を行うことを目的とする公共性の高い法人であり、営利を目的とする企業とは異なります。

企業会計は収益と費用からその経営成績を知ることになりますが、学校法人会計は計算書類によって財務の面から教育・研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることになります。

公共性の高い学校法人が、教育・研究活動を継続して行い永続的に存続していくためには、財務状況を正確に把握し、健全な経営をしなければなりません。

そのため学校法人の会計処理については、私立学校振興助成法において、国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人の監査報告書を添付して所轄庁（文部科学省）へ届け出なければならないことになっています。学校法人会計基準では、「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務づけられています。

### （１）資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度（4月1日～翌年3月31日）に行った教育・研究等の諸活動に対応する全ての収入及び支出の金額と、支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出の顛末を明らかにするものです。予算の額と決算の額を対比することにより、予算に応じた資金の流れと実績を知り、次年度に繰越すべき支払資金の残高を明らかにしています。

この計算書では、収入と支出を全て現金預金で行われたものとみなして表示し、学校法人がどのような諸活動をどの程度の規模で行ったのか、また、消費収支活動以外の借入金や施設設備等の支出がどの程度あるかなど活動に対応するすべての収入、支出の把握が可能となります。さらに、計算書の末尾で実際は現金預金の収支でない期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金などを資金収支の調整勘定として差引計算して、期末現金預金残高を次年度繰越支払資金として表示するところに特徴があります。

また、この計算書は、企業会計のキャッシュ・フロー計算書に該当すると言われ、企業会計は、営業活動・投資活動・財務活動ごとに区分して期末資金残高を表示していますが、学校会計には活動区分ごとの表示はありません。

### （２）消費収支計算書

消費収支計算書は、当該会計年度の学生納付金等、負債とならない収入（帰属収入\*<sup>1</sup>）から基本金組入額\*<sup>4</sup>を控除した「消費収入\*<sup>2</sup>」とその年度の諸活動のために消費する支出（消費支出\*<sup>3</sup>）との均衡状態を明らかにし、これにより経営状況を把握するためのものです。

この計算書は、企業会計の損益計算書に該当すると言われますが、企業会計は、利益

の多寡を明らかにする損益計算を目的としているのに対して、学校会計では、消費収入と消費支出の均衡状態を測定するための収支計算を目的としています。

\*1 帰属収入（借入金等学校法人の負債を含まない収入）

当該年度の収入のうち、学生生徒等納付金（入学金、授業料等）・手数料・寄付金・補助金などの学校法人に帰属する収入。借入金や次年度に入学する学生等の入学金・授業料等の前受金は当該年度の帰属収入には含まれません。

\*2 消費収入（＝帰属収入－基本金組入額）

帰属収入から当該年度の基本金組入れ額を差し引いた収入。消費支出に充てるための財源。

\*3 消費支出（＝その年の教育・研究活動のために消費された諸経費）

人件費、教育研究経費、管理経費などの当該年度において消費される支出。退職給与引当金組入額や時間的経過による建物等の資産価値の減少額である減価償却額なども含みます。

\*4 基本金組入額

学校法人が計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するための金額であり、授業料など負債性のない収入（帰属収入）のうちから組入れられます。学校法人会計基準では、第1号から第4号の基本金が定められています。

①第1号基本金：学校法人が設立当初に取得した教育の用に供する固定資産の価額、及び新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大や教育の充実向上のために取得した固定資産の価額。

（校地・校舎・教育研究用備品・図書等）

②第2号基本金：将来取得する固定資産（校舎や土地）に充てるために、事前に計画的、段階的に積み立てる金銭その他の資産の額。

（施設設備等整備準備資金）

③第3号基本金：奨学基金、研究基金等として継続的に保持運用し、運用果実を教育研究活動に使用することを目的とした金銭その他の資産の額。

④第4号基本金：学校を維持する資金として、恒常的に保持すべき資金。

（将来の学校法人の不測の事態に備えて所定の運転資金（1か月分の経常経費）の留保を義務付けたもの）

\* 当年度消費収支差額（＝消費収入－消費支出）

学校法人においては、経営を「利益の追求」という考えではなく、帰属収入から基本金を控除した「消費収入」と「消費支出」による「収支のバランス＝均衡」が重視されます。この消費収入合計と消費支出合計の差額が当年度消費収支差額になります。

### (3) 貸借対照表

年度末の資産、負債、基本金、消費収支差額の残高を表示して、学校法人の財政状態の健全性を明らかにするものです。

企業会計では、借方に資産、貸方に負債と純資産を表示していますが、学校会計では、貸方は負債と基本金そして消費収支差額となります。

また、企業会計では「資産－負債＝純資産」で、純資産を資本と言いますが、学校会計では「資産－負債＝正味財産」で資本と言う概念はありません。正味財産は、基本金と翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額との合計額です。